

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

歯と口の健康を保つことは、いつまでも健康な生活を続けていく上で大変重要であることから、第 1 次計画を評価するとともに、群馬県における歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に推進するため「第 2 次群馬県歯科口腔保健推進計画」を策定します。

2 計画の目指すもの

歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県民が長く歯と口腔の健康を保ち、生涯にわたって健康で質の高い生活を確保すること、すなわち「健康寿命の延伸」を目指します。

3 計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成 23 年 8 月 10 日法律第 95 号）及び「群馬県歯科口腔保健の推進に関する条例」（平成 25 年 3 月 26 日条例第 17 号）に基づき策定する歯科口腔保健施策に関する基本計画であり、群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」の個別基本計画です。

4 計画の期間

2019 年度から 2023 年度までの 5 年間

5 計画の基本的な考え方

第 1 次計画の結果及び国の施策を鑑み、従来からの歯科疾患予防の推進に加え、口腔機能育成支援および維持向上、多職種連携の推進について重点的に取り組むこととします。